

○令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号で被災した被保険者の一部負担金等の還付について

【対象者】

下記の(1)(2)の両方に該当するもの

- (1)被災した自治体(災害救助法が適用された草加市、越谷市、松伏町)に住む埼玉土建国保組合の被保険者(組合員及び家族)
- (2)医療機関等で一部負担金等免除証明書を提示できずに窓口にて一部負担金を支払った場合

【一部負担金等の還付要件】

以下の書類の交付を受けている被災者

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書 (※罹災証明書の交付を受けていれば被災の程度は問いません)
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの
(税務署に提出する廃業届、異動届の控え等)
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

【申請方法】

以下の書類を所属支部へご提出ください。

- ①申請書
- ②【一部負担金等の還付要件】のいずれかの書類(コピー)
- ③領収書(コピー)

【還付金額】

窓口で支払った一部負担金額

【支給方法】

組合員の届け出ている「一部負担払戻口座」へ振り込みます。

【取扱期間等】

令和5年(2023年)6月2日から8月末までの診療、調剤及び訪問看護の一部負担金額調剤及び訪問看護。

※入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません。

【問い合わせ先】給付課 TEL 048-839-0071